

## 仕様書

### 1 業務の名称

令和5年度欧米メディア取材支援実施業務

### 2 業務の目的

欧米諸国を対象とするメディアが行う札幌の旅行目的地としての魅力発信に資する取材を支援し、もって欧米諸国における札幌の認知度・存在感を高めることを目的とする。

### 3 業務委託の期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 4 業務の内容

(1) 欧米メディア取材支援実施要領（以下「実施要領」という。）の定めるところにより、支援を受けようとするメディア（以下「申出メディア」という。）があった場合に、札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指示を受けて、次に掲げる事項のうちから、実行委員会が指定するものについて支援を実施する。

ア 取材日程の作成

イ 宿泊施設の予約及び下記に定める宿泊料

宿泊料支援額（1夜、1人につき）	
15,000円	左記を上限とし実費を支援する。宿泊料が上限を超える場合、上限を超えた金額は申出メディアが負担するものとする。

ウ 取材先との調整及び法令に基づく許可の取得に係る調整

エ 取材先への移動に要する車及び運転手の調達

オ 取材同行者の調達

カ 同行通訳者の調達

キ 高速道路通行料、駐車場料金、許可手数料、申請手数料その他これらに準ずる費用で取材に必要と認める費用の負担

(2) 上記(1)に掲げる支援は、受託者において、当該申出メディア又は日本の行政機関、日本政府観光局若しくは一般財団法人自治体国際化協会と直接、英語又は日本語で連絡を取って行う。

(3) 原則、令和5年6月1日（又は契約締結日が6月1日以降の場合は契約締結日）から、令和6年3月31日までの期間に実施される取材が支援対象となる。

(4) 以上のか、上記(1)に掲げる支援を行うにあたり留意する事項については、別紙「令和5年度欧米メディア取材支援実施業務の実施に係る留意事項」のとおりとする。

(5) 上記(1)に掲げる支援が完了したときは、様式1・2、及び完了届をもって以下を報告すること。

- ア 申出メディアの取材の概要
  - イ 支援事項及び数量
  - ウ 上記(1)イの宿泊料及びキに掲げる費用で、支援を行うにあたり要した費用の項目及び金額並びにこれを証する書類
  - エ 申出メディアにおける露出実績（ただし、申出メディアにおける露出時期が業務委託期間外となる場合は、受託者は申出メディアへ当実行委員会に対し報告を行うよう指示すること）
  - オ その他報告を要する事項
- (6) 上記(1)に掲げる支援が完了した申出メディアに対し、本支援制度に係る満足度、取材先の満足度等に係るアンケートを実施すること。なお、調査項目については、実行委員会と十分打合せの上決定すること。

## 5 予定数量

上記4(1)アからカに掲げる支援の予定数量は、別表の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の数量欄に掲げる数量とする。

## 6 履行場所

原則として、札幌市内とする。ただし、実行委員会が取材のために必要と認める場合は、札幌近郊（石狩管内及び小樽市等を想定。）に存する取材先を訪れる場合がある。

## 7 その他

- (1) 本業務の履行に関し、委託者との連携を密にして委託者に確認のうえ進めること。
- (2) この仕様書に定めのない事項がある場合又は支援の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者において別途指示する。
- (3) 本業務の履行に関し、取材における許認可等について、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (4) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。

別表 支援内容、区分及び予定数量

支援の内容	区分	単位	数量
取材日程の作成		件	6
宿泊施設の予約	予約する部屋の件数	件	16
取材先との調整等	法令に基づく許可の取得を要する場合	件	0
	法令に基づく許可の取得を要しない場合	件	40
車及び運転手の調達	普通乗用車1台 1日の使用をする場合	件	6
	同 半日の使用をする場合	件	0
	同 時間外時間の1時間を使用する場合	件	6
	同 深夜早朝時間の1時間を使用する場合	件	2
	ワンボックス車1台 1日の使用をする場合	件	2
	同 半日の使用をする場合	件	2
	同 時間外時間の1時間を使用する場合	件	8
	同 深夜早朝時間の1時間を使用する場合	件	10
取材同行者の調達	1人 1日の同行をする場合	件	2
	同 半日の同行をする場合	件	0
	同 時間外時間の1時間を使用する場合	件	5
	同 深夜早朝時間の1時間を使用する場合	件	7
同行通訳者の調達	1人 1日の調達をする場合	件	10
	同 半日の調達をする場合	件	2
	同 時間外時間の1時間を使用する場合	件	8
	同 深夜早朝時間の1時間を使用する場合	件	10

#### 備考

- ① 上記は過去の実績を基に、本業務で想定される件数を算出している。
- ② 車及び運転手の調達、取材同行者の調達及び同行通訳者の調達に係る使用区分又は調達区分については、別紙「令和5年度欧米メディア取材支援実施業務の実施に係る留意事項」を参照すること。
- ③ 宿泊費、高速道路通行料、駐車場料金、許可手数料、申請手数料等の実費を支払う項目について  
は見積額に含めないこと。

## 令和5年度欧米メディア取材支援実施業務の実施に係る留意事項

### 1 全体

- ① 本業務により行う支援は、申出メディアから申出があった事項について行うものであり、支援の内容は申出メディアごとに異なる。
- ② 支援を行うにあたっては、申出メディアと直接やり取りすることが必要な場合もあるため、受託者には、英語により円滑に意思疎通を図ることができる能力が求められる。
- ③ 取材期間中、原則として、調達した運転手、取材同行者及び同行通訳者には、札幌市内又は取材地（取材先が存する市町村を指す。以下同じ。）の宿泊施設に宿泊することを求める。
- ④ 取材期間中、原則として、調達した取材同行者及び同行通訳者には、申出メディアとともに食事を取ることを求める。ただし、同席を妨げるものではなく、注文時等の補助などは行うこととする。
- ⑤ 受託者が理由を付して申し出た場合は、実行委員会委員長の決定により支援対象外の日を定める場合がある。
- ⑥ 宿泊料、高速道路通行料、駐車場料金、許可手数料、申請手数料その他これらに準ずる費用で取材に必要と認める費用は、指示を受けた支援の終了後、実施要領第10項第4号に定める請求を受けて、別に実費を支払う。

### 2 取材日程の作成

- ① 取材日程とは、実施要領第3項に定める取材を行うための日程で、作成とは当該日程における取材先、宿泊先、移動手段等を明らかにした取材の行程を作ることを指し、訪日後又は来道後の全日程に係る旅程を作成するものではないことに留意すること。
- ② 取材日程の作成は、申出メディアと協議のうえ、取材の行程の案を1件作成したことをもって、1件と数える。
- ③ 取材日、日数又は取材地が大幅に異なる日程を複数作成した場合は、それぞれの取材日程の作成を1件として数える。
- ④ 申出メディアと調整のうえ取材日程を確定し、宿泊施設の予約、取材先との調整など取材の前に行うことが必要な手配の概ねが完了したあとに、これらの手配をキャンセルして、新たに取材日程を作成する場合は、当初の取材日程の作成とは別の取材日程を作成したものとして数える。

#### [件数の考え方の例]

- 7月1日9時～17時（8時間）
- 7月2日9時～17時（8時間）
- 7月3日取材なし  
→上記の日程全ての行程を作成  
→1件

### 3 宿泊施設の予約及び宿泊料

- ① 宿泊施設の予約とは、取材期間中に申出メディアが宿泊する施設の部屋を予約することを指す。
- ② 宿泊施設の予約は、申出メディアが1泊するために必要な部屋の予約1室あたり1件と数える。
- ③ 予約1件あたりの価格は、申出メディアの要望や観光シーズンの繁閑、宿泊施設の所在地など予約を行ううえで影響する事項を総合的に考慮して設定する。
- ④ 宿泊施設の予約にあたっては、宿泊施設の種別、宿泊施設の所在地、部屋の種別、設備等について申出メディアの要望を聞いたうえで、それらの条件にできる限り適合する宿泊施設を予約するよう努めるものとする。
- ⑤ 宿泊施設の予約は、申出メディア自身が行おうとする一方で、宿泊施設の仮押さえを依頼される場合もあることに留意すること。ただし、その場合に行った仮押さえは、支援した件数としては数えないものとする。
- ⑥ 宿泊料金は、1人・1泊15,000円を上限とし、実費を支給する。宿泊料が上限を超える場合、上限を超過した金額は申し出メディアが負担するものとする。なお、上限を超過した金額を受託者が負担することを回避するため、予め申し出メディアに対し手立てを講じておくことを妨げない。
- ⑦ 宿泊料金の実費を支給するにあたっては、受託者が当該宿泊の予約を行うことを原則とする。
- ⑧ 予約した宿泊を申出メディアの都合によりキャンセルした場合に生じる料金は申出メディアが負担する。なお、キャンセルした場合に生じる料金を受託者が負担することを回避するため、予め申し出メディアに対し手立てを講じておくことを妨げない。

#### [件数の考え方の例]

- 取材日程 7月1日9時～7月4日9時
- 2名で来札、1名1室を希望  
→2室×3泊=6泊  
→6件

#### 4 取材先との調整及び法令に基づく許可の取得に係る調整

- ① 取材先との調整とは、申出メディアが取材先における取材や撮影を円滑に行うことができるようするため事前に使う取材又は撮影の応諾、取材時刻又は取材に要する時間その他取材先と使う諸般の連絡調整を指す。なお、取材先との調整には、天候不順や取材の進行状況等の理由により、当日に使う取材のキャンセル又は取材先若しくは取材内容の変更に係る諸般の連絡調整を含む。
- ② 法令に基づく許可の取得に係る調整とは、道路や公園の占有等にかかる申請等のために必要となる諸般の連絡調整を行うことを指す。
- ③ 取材先は、原則として、1つの施設や店舗などに対する同一日の連続した時間で使う取材の調整が完了したことをもって、1件と数える。原則、調整を行った結果取材に至らなかつた場合は1件と数えない（ただし、取材期間中に天候不順や取材の進行状況等の理由により、取材を行えなかつた場合を除く。）。
- ④ 取材先1件あたりの価格は、法令に基づく許可の取得を要する場合と要しない場合とに分けて、それぞれに1つの価格を設定する。ただし、設定する価格には、申請先から請求される申請手数料又は許可手数料を含めない。
- ⑤ 同一の取材先に対し複数日に亘る取材を行う場合で、当該複数日に亘る取材を1件と数えることに合理的な理由があると判断される場合は、これに係る取材先との調整を1件として数えるものとする。
- ⑥ 申出メディアと調整のうえ取材先を確定し、その後の取材先との調整等が完了したあと、取材の日時等に変更があったため再度使う調整は、引き続く1件の調整として数えるものとする（ただし、2④に伴い改めて当該取材先と使う諸般の調整を除く。）。
- ⑦ 申出メディアにおいて、取材先として希望する施設等が提示される場合があることに留意すること。また、取材先は必ずしも観光施設に限るものではなく、飲食店や小売店、工場などへの取材を希望される場合もあることに留意すること。

##### 〔件数の考え方の例〕

- 「モエレ沼公園を訪問し、ガラスのピラミッドの外観を撮影する」という希望に基づき、取材先と調整し、札幌市都市公園条例に基づく公園使用許可申請を行い受理された。  
→区分「法令に基づく許可の取得を要する場合」、1件
- 「白い恋人パークを訪問し、館内の写真撮影及び館内スタッフにインタビューを行う」という希望に基づき、取材先に電話連絡し調整を行った結果、取材受入の許可を得た。  
→区分「法令に基づく許可の取得を要しない場合」、1件

## 5 取材先への移動に要する車及び運転手の調達

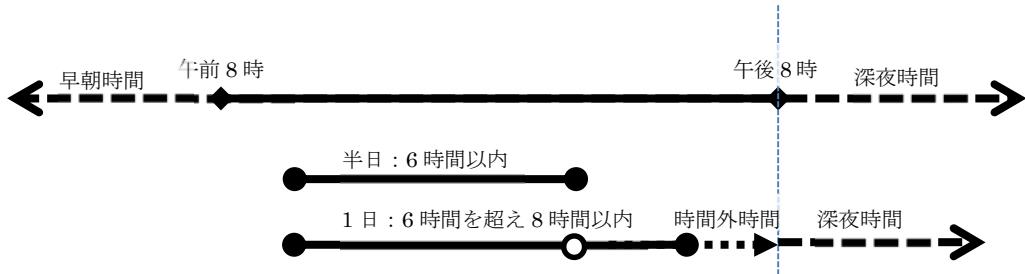
- ① 車及び運転手の調達は、当該日に、指定する種別の車を使用区分に定める時間に従って、1台調達することをもって、1件と数える。
- ② 調達する車の種別は、普通乗用車又はワンボックス車とする。
- ③ 調達1台あたりの価格は、指定する車の種別及び下記④に示す使用区分ごとに、1つの価格を設定する。なお、設定する価格には運転手の日当（食事代を含む。）を含めるものとする。
- ④ 車及び運転手の使用区分は、次のとおりとする。なお、使用する時間には、基地から申出メディアを最初に乗車させる場所まで移動する時間及び申出メディアを最後に降車させた場所から基地まで移動する時間は含めないものとする。
  - ・ 1日 午前8時から午後8時までのうち6時間を超えて8時間以内の使用
  - ・ 半日 午前8時から午後8時までのうち6時間以内の使用
  - ・ 時間外時間 午前8時から午後8時までのうち、8時間を超えた1時間あたりの使用
  - ・ 早朝深夜時間 午前8時まで又は午後8時以降の1時間あたりの使用

※ 時間外時間、早朝深夜時間において、「1時間」とは30分以上60分以内のこととする
- ⑤ 取材先への移動のため車を使用する場合は、原則として、当該日の使用区分の開始及び終了は札幌市内とする。ただし、当該日の取材の途中にあっては、札幌市のほか、札幌市近郊（石狩管内及び小樽市等を想定。）を訪れる場合があることに留意する。
- ⑥ 手配した車を支援内容の変更等により利用しなかった場合は、1件と数えない。
- ⑦ 手配した車を申出メディアの都合によりキャンセルした場合に生じる料金は、申出メディアが負担する。なお、当該料金を受託者が負担することを回避するため、予め申出メディアに対し手立てを講じておくことを妨げない。

### [件数の考え方の例]

- ・ 普通乗用車を午前10時～午後9時に使用  
→午前10時～午後6時（8時間）+午後6時～午後8時（2時間）+午後8時～午後9時（1時間）  
→普通乗用車 1日 1件、時間外時間 2件、早朝深夜時間 1件

### [イメージ図]



## 6 取材同行者の調達

- ① 取材同行者は、当日における取材先との連絡等を行うほか、天候不順や取材の進行状況等の理由により取材行程等に変更が生じた場合の諸般の連絡調整を行う。
- ② 取材同行者の調達は、当該日に同行するスタッフを、調達区分に定める時間に従って、1人調達することをもって、1件と数える。
- ③ 調達1人あたりの価格は、下記④に示す調達区分ごとに、1つの価格を設定する。なお、設定する価格には取材同行者の日当（食事代を含む。）を含めるものとする。
- ④ 取材同行者の調達区分は、5に示す車及び運転手の使用区分に準じる。なお、調達する時間には、取材同行者が申出メディアと最初に合流するまでの時間は含めないものとする。
- ⑤ 取材同行者と同様の連絡調整を行うスタッフであっても、同行しない場合は、1件と数えない。
- ⑥ 取材同行者は、当日の取材が円滑に行えるようするため、通訳者とは別に、手配の依頼があった場合に調達する。
- ⑦ 同一人物が取材同行者と同行通訳者の役割を担う場合は、どちらかの区分のみで1件と数える。
- ⑧ 手配した取材同行者を支援内容の変更等により利用しなかった場合は、1件と数えない。
- ⑨ 手配した取材同行者を申出メディアの都合によりキャンセルした場合に生じる料金は、申出メディアが負担する。なお、当該料金を受託者が負担することを回避するため、予め申出メディアに対し手立てを講じておくことを妨げない。

## 7 同行通訳者の調達

- ① 同行通訳者の調達は、当該日に同行する通訳者を、調達区分に定める時間に従って、1人調達することをもって、1件と数える。
- ② 調達1人あたりの価格は、③に示す調達区分ごとに、1つの価格を設定する。なお、設定する価格には同行通訳者の日当（食事代を含む。）を含めるものとする。
- ③ 同行通訳者の調達区分は、5に示す車及び運転手の使用区分に準じる。なお、調達する時間には、同行通訳者が申出メディアと最初に合流するまでの時間は含めないものとする。
- ④ 同行通訳者に求められる語学力は、取材先等において一般的な内容に関する英語の通訳を行うことができるレベルとする。
- ⑤ 同一人物が同行通訳者と取材同行者の役割を担う場合は、どちらかの区分のみで1件と数える。
- ⑥ 手配した同行通訳者を支援内容の変更等により利用しなかった場合は、1件と数えない。
- ⑦ 手配した同行通訳者を申出メディアの都合によりキャンセルした場合に生じる料金は、申出メディアが負担する。なお、当該料金を受託者が負担することを回避するため、予め申出メディアに対し手立てを講じておくことを妨げない。
- ※ 同行通訳者の業務は通訳のみとする。なお、通訳と案内を同時に行う場合は通訳案内士の有資格者が行うこと。

〔件数の考え方の例〕

- ・ 同行通訳者が午前 10 時～午後 9 時に同行  
→午前 10 時～午後 6 時（8 時間）+ 午後 6 時～午後 8 時（2 時間）+ 午後 8 時～午後 9 時（1 時間）  
→1 日 1 件、時間外時間 2 件、早朝深夜時間 1 件